

神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（教員数）</p> <p>第6条 <u>基幹教員</u>の数は、おおむね収容定員40人につき1人以上とする。ただし、昼夜の学科を置く場合には、これらの学科において兼務とすることができる。</p> <p>2 別表第一備考2のイに規定する「昼間学科と夜間等学科とを併せて置く場合」の増員する教員数は、設置基準別表第一に規定する数に0.5を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる）とする。</p> <p>第7条～第25条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この取扱基準は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>専修学校設置基準の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第5号）附則第2条又は第3条第1項の規定によりなお従前の例による場合における教員数の基準については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（教員数）</p> <p>第6条 <u>専任教員</u>の数は、おおむね収容定員40人につき1人以上とする。ただし、昼夜の学科を置く場合には、これらの学科において兼務とすることができる。</p> <p>2 別表第一備考2のイに規定する「昼間学科と夜間等学科とを併せて置く場合」の増員する教員数は、設置基準別表第一に規定する数に0.5を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げる）とする。</p> <p>第7条～第25条（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>